

最高裁秘書第3368号

令和3年11月1日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年10月25日に答申（令和3年度（最情）答申第30号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第14号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年5月26日（令和3年度（最情）諮詢第14号）

答申日：令和3年10月25日（令和3年度（最情）答申第30号）

件名：簡易裁判所判事の選考を受けた者的人数が年度ごとに分かれる文書（平成18年度から平成21年度までのもの）の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「簡易裁判所判事選考規則5条2項に基づき、簡易裁判所判事の選考を受けた者的人数が年度ごとに分かれる文書（平成18年度以降に関するもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書のうち、平成18年度から平成21年度までのものについては廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年4月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

事務処理上の便宜のため、昭和22年頃の制度開始時から令和2年度までの間、簡易裁判所判事選考規則（以下「本件規則」という。）5条2項に基づき、簡易裁判所判事の選考を受けた者的人数及び合格者数等をまとめた一覧表形式の文書を作成しているはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件規則5条2項に基づいて簡易裁判所判事の選考を受けた者的人数が年度ごとに記載される文書としては、簡易裁判所判事選考委員会議事録（以下「本

件議事録」という。)が考えられるものの、平成18年度から平成21年度までの分は、保存期間を満了しており廃棄済みである。

2 また、苦情申出人は、事務処理上の便宜のため、昭和22年頃の制度開始時から令和2年度までの間、本件規則5条2項に基づき、簡易裁判所判事の選考を受けた者の人数及び合格者数等をまとめた一覧表形式の文書を作成しているはずである旨主張するが、同項に基づいて選考を受けた者の人数を年度ごとにまとめた文書を作成するような定めはなく、事務処理上作成が必要なものでもないため、苦情申出人の主張する文書は作成又は取得しておらず、最高裁判所内において探索したが、存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 令和3年5月26日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月24日 | 審議 |
| ④ 同年10月22日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件規則5条2項に基づいて簡易裁判所判事の選考を受けた者の人数が年度ごとに記載される文書としては、本件議事録が考えられるものの、平成18年度から平成21年度までの分は、保存期間を満了しており廃棄済みであるとのことである。

当委員会庶務を通じて確認したところ、①最高裁判所が保有する本件議事録には、本件規則5条2項に基づいて簡易裁判所判事の選考を受けた者の人数が分かる記載があること、②本件開示申出に対し、最高裁判所が、平成22年度から令和2年度の本件議事録の抜粋を開示したこと、③本件議事録の保存期間は、保存期間表により10年と設定されていること、④本件開示申出がされたのは令和2年9月17日であることが認められた。上記の確認結果を踏まえれ

ば、本件開示申出文書に該当する文書には本件議事録が該当するところ、本件開示申出時点において、平成18年度から平成21年度までの本件議事録はいずれもその保存期間を満了しているから、廃棄済みであるとする最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。

苦情申出人は、事務処理上の便宜のため、昭和22年頃の制度開始時から令和2年度までの間、本件規則5条2項に基づき、簡易裁判所判事の選考を受けた者的人数及び合格者数等をまとめた一覧表形式の文書を作成しているはずである旨主張するが、本件議事録のほかに本件開示申出文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠は何ら示されず、そのような文書を保有していることをうかがわせる事情も認められないから、上記の主張を採用することはできない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書のうち平成18年度から平成21年度までのものに該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において、本件開示申出文書のうち平成18年度から平成21年度までのものに該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書のうち平成18年度から平成21年度までのものに該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子